

令和6年3月8日
健康部健康推進課

末期の若年がん患者の在宅療養費支援について

1 目的

介護保険制度の対象にならない末期の若年がん患者が、住み慣れた自宅や環境で最期まで自分らしく安心して日常生活を送れるよう、在宅療養にかかる経費の一部を支援し経済的不安・負担の軽減を図る。

2 事業内容

(1) 対象者

ア 住民登録のある方、イ 40歳未満でがんの末期状態と診断された方、ウ 他の法令等において同等の助成又は給付を受けることができない方

(2) 補助対象経費

	内容	助成対象額	助成割合	助成上限額
①	主治医の意見書作成	5,000円	全額	5,000円
②	ケアプランの作成	16,000円	全額	16,000円
③	居宅介護サービス利用	月額60,000円	9割	54,000円
④	福祉用具の貸与	(③と④は合算で③の記載額)		
⑤	福祉用具(備品)の購入	年額100,000円	9割	90,000円

※ 生活保護受給者は③～⑤の助成が10割(自己負担なし)

※ 20歳未満の小児慢性特定疾病医療費支給認定者は①～③が対象

3 スケジュール(予定)

令和6年4月まで 事業準備(要綱・事業周知チラシの作成等)

令和6年5月から6月まで 事業周知

令和6年6月 受付開始